

中商連オートオークション規約 新旧対照表

改正後 (2024.9.1~)	改正前 (~2024.8.31)
第3条 オークション運営会社への適用 <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. <u>一般</u>社団法人日本中古自動車販売協会連合会(以下、中販連といふ)、中商連および商組は、オークション運営会社がこの規約にもとづいてオークションを運営するために利用する目的に限って、オークション参加登録者の個人情報等を当該オークション運営会社に提供できるものとし、第9条1項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。 	第3条 オークション運営会社への適用 <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 社団法人日本中古自動車販売協会連合会(以下、中販連といふ)、中商連および商組は、オークション運営会社がこの規約にもとづいてオークションを運営するために利用する目的に限って、オークション参加登録者の個人情報等を当該オークション運営会社に提供できるものとし、第9条1項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。
第23条 書類の交付 <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 落札者は、主催商組から前項の書類の交付を受けたときは、<u>道路運送車両法の定めに基づいて</u>落札自動車の登録名義の移転等を完了するものとする。<u>ただし、この移転登録等の完了期日は、商組規約によって</u>オークション開催日の翌月末まで延長することができる。 4. (略) 	第23条 書類の交付 <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 落札者は、主催商組から前項の書類の交付を受けたときは、<u>その日から15日以内に</u>、落札自動車の登録名義の移転等を完了するものとする。<u>ただし、この移転登録等の完了期日は、商組規約によって</u>オークション開催日の翌月末まで延長することができる。 4. (略)
第27条 クレーム申立 <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. クレーム申立は、第24条による落札自動車の所有権の帰属変更の如何を問わず、出品者および落札者双方を相手としてなされるものとする。 	第27条 クレーム申立 <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. クレーム申立は、第24条によつて落札自動車の所有権がだれに帰属していても、落札者が出品者を相手としてなされるものとする。
第30条 クレーム裁定の尊重 <p><u>1. 削除</u></p> <p><u>2. クレーム当事者は、第28条によるクレーム裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該クレーム裁定に関して、訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。</u></p>	第30条 クレーム裁定の尊重 <ol style="list-style-type: none"> <u>1. JUオークションでのクレームについては、オークション参加者は、第28条に定めたクレーム裁定以前に、訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。</u> 2. クレーム当事者は、第28条によるクレーム裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該クレーム事項に関して、<u>訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。</u>
第34条 制裁裁定の尊重 <p>オークション参加者は、オークション主催商組が行う制裁裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該制裁裁定に関して訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。</p>	第34条 制裁裁定の尊重 <p>オークション参加者は、オークション主催商組が行う制裁裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該制裁裁定に関して訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。</p>
<u>改正記録(規約)</u> <u>令和6年6月6日改正、令和6年9月1日実施</u>	

中商連オートオークション運営規程 新旧対照表

改正後 (2024. 9. 1~)	改正前 (~2024. 8. 31)
第16条 登録名義の変更 <p>1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更<u>または抹消登録</u>がされたときは、<u>オークション開催日の翌月末までに、車検証の写等名義変更を明らかにする書類</u>を主催商組に送付する。</p> <p>2. (略)</p>	第16条 登録名義の変更 <p>1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更<u>等</u>がされたときは、<u>すみやかにその登録証の写</u>を主催商組に送付する。</p> <p>2. (略)</p>
第22条 クレームに対する裁定 <p>1. 第21条のクレーム申立を受けた主催商組は、<u>クレーム事由が事実であった事が判明した場合、クレームは理由あるものとして、出品者に</u>規約第28条2項に定める処置を命じる裁定を下し、<u>出品者および落札者は主催商組の裁定に従うものとする。</u></p> <p>2. (略)</p> <p><u>3.削除</u></p>	第22条 クレームに対する裁定 <p>1. 第21条のクレーム申立を受けた主催商組は、<u>クレーム事由が事実であった事が判明した場合、クレームは理由あるものとして、出品者に</u>規約第28条2項に定める処置を命じる裁定を下し、落札者は主催商組の裁定に従うものとする。</p> <p>2. (略)</p> <p><u>3. 主催商組は、走行メーターの改ざんを理由とする落札者からのクレーム申立があり、改ざんの事実があると判定したときは、申立期間を経過していて申立が受領しない場合、もしくはクレーム申立を却下する場合でも、改ざん者の特定ならびにその者に対する損害賠償の請求について、落札者に協力するものとする。</u></p>
<u>改正記録(運営規程)</u> <u>令和6年4月10日改正、令和6年9月1日実施</u>	

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 新旧対照表

改正後 (2024. 9. 1~)	改正前 (~2024. 8. 31)
第2章 出品 3.走行距離記入における注意点 ①～④(略) ⑤セットアップ交換車 ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。 <u>ただしセットアップメーター交換を証明する書類を提出する必要があります。</u>	第2章 出品 3.走行距離記入における注意点 ①～④(略) ⑤セットアップ交換車 ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。
別表III 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 34.エアバッグ不良・欠品 (クレーム裁定欄) 部品代 2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 <u>ただし、使用済み欠品の場合は、低価格車も含めクレーム受付期間は AA 当日含む 10 日とする。</u> 故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。	別表III 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 34.エアバッグ不良 (クレーム裁定欄) 部品代 2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
別表IV ペナルティー裁定基準 <u>⑦オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更等通知期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合</u> 名変通知期限より 1～7日遅延 : ペナルティー 1万円 8～14日遅延 : ペナルティー 2万円 15～21日遅延 : ペナルティー 3万円 以降、上記計算方法により 1万円を加算	別表IV ペナルティー裁定基準 <u>⑦オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合</u> 名義変更期限より 1～7日遅延 : ペナルティー 1万円 8～14日遅延 : ペナルティー 2万円 15～21日遅延 : ペナルティー 3万円 以降、上記計算方法により 1万円を加算
削除	別表IV ペナルティー裁定基準 <u>⑧オークション開催日の翌々月 5 日までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合</u> ペナルティー 1万円
改正記録 <u>令和6年4月10日改正、令和6年9月1日実施</u>	

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 改正新旧対照表

改正後(2023.10.1~)	改正前(~2023.9.30)
別表II 重大クレーム事項の受付期間と裁定 <u>6. CARFAX、AUTOCHECKにより判明した並行輸入車のメーター改ざん</u> <u>評価点付・・・・・・・当日含む1カ月</u> <u>R点・・・・・・・当日含む1カ月</u> <u>低価格車・・・・・・・当日含む1カ月</u> <u>商談・・・・・・・当日含む1カ月</u> <u>10年・10万km超・・・・・当日含む1カ月</u> <u>(クレーム裁定欄)</u> <u>キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費（陸送費のみ）</u>	別表II 重大クレーム事項の受付期間と裁定 <u>(新設)</u>
別表IV ペナルティー裁定基準 ①落札店都合によるキャンセル オークション当日（ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。） ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。 <u>ただし、ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合は10万円とし、落札金額1000万円以上の場合は15万円とする。</u> <u>なお、商談落札によるキャンセルについては、商組規約に準じるものとする。</u>	別表IV ペナルティー裁定基準 ①落札店都合によるキャンセル オークション当日（ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。） ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。 商談落札によるキャンセルについては、商組規約に準じるものとする。
別表IV ペナルティー裁定基準 ③納税証明書が成約車両に添付されていない場合 落札店は車検満了日の前月から請求することができる。（必ず主催商組を介して申し出すること） 出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降 <u>1週間経過毎に1万円を加算する。</u> ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。	別表IV ペナルティー裁定基準 ③納税証明書が成約車両に添付されていない場合 落札店は車検満了日の前月から請求することができる。（必ず主催商組を介して申し出すること） 出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降 <u>1日経過毎に2千円を加算する（主催商組の休業日は除く）。</u> ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
別表IV④ ペナルティー裁定基準 自動車税が未納で車検が受けられない場合 ペナルティー1万円 以降 <u>1週間経過毎に1万円を加算</u>	別表IV④ ペナルティー裁定基準 自動車税が未納で車検が受けられない場合 ペナルティー1万円 以降 <u>1日経過毎に2千円を加算（主催商組の休業日は除く）</u>
<u>改正記録</u> <u>令和5年4月12日改正、令和5年10月1日実施</u> <u>令和5年7月10日改正、令和5年10月1日実施</u>	

改正記録

(令和3年1月28日) 運営規程の改正

第24条「制裁の裁定」2項別表VIIが改正されました。

変更規定は、令和3年1月28日より実施となります。

(令和3年1月28日) 規約の改正

第4条「参加資格等」が改正されました。

変更規定は、令和3年1月28日より実施となります。

(令和2年6月4日改正) 統一ルールの改正

第4章3項「クレーム申立期間」、別表I5「レスオプション」、別表III47「装備品欄に関する附属品の欠品」、別表III48「標準装備品に関する附属品の欠品」、別表III50「ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合」、別表IV⑤「主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合」が改正されました。

変更規定は、令和2年9月1日より実施となります。

(令和元年6月6日改正) 統一ルールの改正

第4章6項「クレーム免責事項」⑦号、別表I4「グレード相違（パッケージオプション含む）」、別表II5「メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ」、別表23「エンジン下部（メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等）」、別表III28「クラッチ不良（滑り等）」、別表IV11「譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合」が改正されました。

別表I5「レスオプション」、別表III37「電動オーブン不良」、別表III54「特殊・特装車両の上物と車両本体の年式違い」が新設されました。

変更規定は、令和元年9月1日より実施となります。

(令和元年6月6日改正) オークション運営におけるプライバシーポリシーの改正

オークション運営におけるプライバシーポリシーが改正されました。

改正プライバシーポリシーは、令和元年6月6日より実施となります。

(平成31年1月31日改正) 検査基準の改正

別表I「修復歴判定基準」および別表IV「評価点の上限点数」が改正されました。

変更規定は、平成31年4月1日より実施となります。

(平成30年6月7日改正) 統一ルールの改正

第4章6項「クレーム免責事項」②号、④号、④-2号、別表II⑫「エンジン載せ替え（規格外）」、別表II⑬「ミッション載せ替え（規格外）」、別表IV⑭「名義変更前に起こした駐車違反、その他違反行為による出品店への迷惑行為」が改正されました。

変更規定は、平成 30 年 7 月 1 日より実施となります。

(平成 29 年 6 月 8 日改正) 統一ルールの改正

第 2 章 2 項⑭「ワンオーナー関連」、別表Ⅲ5「ジャッキ・工具・スペアタイヤ等の欠品」、別表Ⅲ42「ワンオーナー」、別表Ⅲ46「標準装備品に関する付属品の欠品」、別表IV1「出品店都合のキャンセル」、別表IV3「納税証明書関連」、別表IV5「成約書類の提出が不可能な場合」、別表IV12「書類一式を紛失した場合」が改正されました。

第 2 章 2 項⑯「出品車両の納税確認」、別表IV3-2「自動車税関連」、別表IV15・16・17「各種理由で移転登録、車検が受けられない場合」が新設されました。

変更規定は、平成 29 年 7 月 1 日より実施となります。

(平成 29 年 6 月 8 日改正) 運営規程の改正

第 8 条「出品自動車の条件 1 項別表Ⅲ」が改正されました。

変更規定は、平成 29 年 7 月 1 日より実施となります。

(平成 29 年 6 月 8 日改正) 規約の改正

第 9 条「会員情報の取扱い」、第 10 条⑤号「定義 (JU 中販連グループ)」、第 36 条「情報の交換と共同利用」が改正されました。

第 9 条の 2 「落札自動車の書類に関する個人情報の取扱い」が新設されました。

変更規定は、平成 29 年 7 月 1 日より実施となります。

(平成 29 年 5 月 30 日改正) オークション運営におけるプライバシーポリシーの改正

オークション運営におけるプライバシーポリシーが改正されました。

改正プライバシーポリシーは、平成 29 年 5 月 30 日より実施となります。

(平成 29 年 1 月 26 日改正) 統一ルールの改正

別表 I-2「初年度登録月」、別表 I-11「車検」、別表Ⅲ-29「A T ミッション不良（滑り、ショック、タイムラグ）」、別表Ⅲ-44「冠水車（申告ありの場合）」、別表IV-1「落札店都合によるキャンセル」が改正されました。

変更規定は、平成 29 年 4 月 1 日より実施となります。

(平成 28 年 6 月 7 日改正) 規約の改正

第 12 条の 2 「主催商組の免責」が新設されました。

変更規定は、平成 28 年 7 月 1 日より実施となります。

(平成 28 年 6 月 6 日改正) 運営規程の改正

第 6 条「出品自動車に関する用語」②号別表Ⅱ「修復歴車」が改正されました。

変更規定は、平成 28 年 7 月 1 日より実施となります。

(平成 28 年 6 月 6 日改正) 検査基準の改正

別表 I 「修復歴及び骨格の基本定義」が改正されました。

変更規定は、平成 28 年 7 月 1 日より実施となります。

(平成 28 年 1 月 28 日改正) 統一ルールの改正

別表 II 「重大クレーム事項の受付期間と裁定」が改正されました。

変更規定は、平成 28 年 4 月 1 日より実施となります。

(平成 28 年 1 月 28 日改正) 検査基準の改正

別表 II 「評価点および評価基準」および別表 V 「検査表示記号」が改正されました。

変更規定は、平成 28 年 4 月 1 日より実施となります。

(平成 26 年 1 月 30 日改正) 統一ルールの改正

中商連オートオークション統一ルールが一部改正されました。

変更規定は、平成 26 年 4 月 1 日より実施となります。

(平成 25 年 4 月 1 日施行) 検査基準の施行

中商連オートオークション検査基準が制定されました。

この検査基準は、平成 25 年 4 月 1 日より実施となります。

(平成 25 年 1 月 31 日改正) 統一ルールの改正

中商連オートオークション統一ルールが全面改正されました。

変更規定は、平成 25 年 4 月 1 日より実施となります。

(平成 24 年 4 月 1 日施行) 統一ルールの施行

中商連オートオークション統一ルールが制定されました。

この統一ルールは、平成 24 年 4 月 1 日より実施となります。

(平成 24 年 1 月 26 日改正) 運営規程の改正

第 20 条「クレーム申立期間」1 項別表 V が改正されました。

変更規定は、平成 24 年 4 月 1 日より実施となります。

(平成 23 年 6 月 2 日改正) 規約の改正

第 2 条 3 項「この規約の効力」、第 22 条 2 項、4 項「落札者の代金決済」、第 23 条 1 項、4

項「書類の交付」および第 31 条「立替払い金の請求」が改正されました。

変更規定は、平成 24 年 1 月 1 日より実施となります。